

下水道はルールを守って使用しましょう ～何でも流せるわけではありません～

下水道課管理係 ☎ 0824-73-1175

下水道使用のルール

公共下水道、農業集落排水、浄化槽は、何でも流せるというものではありません。

特に、次のものは詰まりの原因になるので絶対に流さないでください。

ー油・残飯ー

油は排水管の中で固まるので、管が詰まる原因となります。

残飯や野菜くずも詰まりや悪臭の元になります。



固まった油の塊

ー水に溶けない紙・布ー

ティッシュペーパーや紙おむつ・布製品は、排水管やポンプを詰まらせる原因となります。絶対に流さないでください。



ポンプに絡まった布

ー生理用品ー

ナプキンやタンポンなどの生理用品は、水に溶けずに残ります。また、包装紙も水に溶けません。絡まって大きな塊となり、ポンプや処理場の機械を故障させています。紙などに包み、燃えるごみとして処分してください。

月に数件の異常が発生しています

ティッシュペーパーなどの水に溶けない紙やタオルなどの布が、下水道に流れ込んだことにより、汚水を下流へ送水するポンプが詰まったり、壊れたりする事例が発生しています。

これは、下水道の使用者がルールを守ることで防ぐことができますので、ご協力をお願いします。



ポンプが詰まると引き上げて修理が必要



ポンプに詰まったウェットティッシュ



詰まるとポンプを分解して修理が必要

井戸水（上水道以外の水）などを 使用している人へ

公共下水道、農業集落排水、市町村設置型浄化槽を利用している人で、上水道以外の水を使用している場合には、使用人数で使用料を計算しています。

そのため、次のような場合には、使用料の計算方法が変わりますので、速やかに届け出をお願いします。

・使用人数が増減があったとき

（例）転入、転出、出生、死亡、進学など

・使用する水の種類が変わったとき

（例）井戸水のみ使用から、井戸水と上水道の併用になったとき

（例）井戸水と上水道の併用から、上水道のみの使用となったとき

浄化槽の法定検査を受けましょう

令和7年度は浄化槽の「効率化検査」の年です。浄化槽を使用している人は、適正な維持管理のため、定期的な保守点検や清掃を行い、法定検査を受けることが必要です。

10人槽以下の場合には5年間で効率化検査が4回、ガイドライン検査が1回実施されています。

効率化検査料（10人槽以下の場合）

合併・単独浄化槽いずれも5千円
効率化検査機関

公益社団法人広島県浄化槽協会

☎ 082・569・5540